

東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）

（通則）

第1 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「法」という。）第78条第3項に基づく復興交付金のうち、農林水産大臣を東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第69号。以下「規則」という。）第47条第1項に規定する交付担当大臣（以下「交付担当大臣」という。）とするもの（東日本大震災復興交付金制度要綱（平成24年1月6日付け内閣府・各府省連名。以下「制度要綱」という。）第8の1に規定する基金に交付するものに限る（以下「交付金」という。）の交付に関しては、予算の範囲内において交付するものとし、法、東日本大震災復興特別区域法施行令（平成23年政令第409号）、規則、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）及び制度要綱の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

ただし、基金の管理運営に関する事項については、東日本大震災復興交付金基金管理運営要領（平成24年1月13日付け内閣府・各府省連名。以下「基金管理運営要領」という。）に定めるところによる。

（交付の目的）

第2 交付金は、法第77条第1項に規定する特定市町村又は同項に規定する特定都道府県（以下「特定地方公共団体」という。）に基金を造成し、当該基金を活用することにより、法第77条第1項に規定する復興交付金事業計画（以下「復興交付金事業計画」という。）に基づく法第78条第1項に規定する復興交付金事業等（以下「復興交付金事業等」という。）を実施することを目的とする。

（交付先及び交付期間）

第3 交付金は、特定地方公共団体の長に対し、その申請に基づいて交付するものとする。

2 交付金を交付する期間は、復興交付金事業計画に記載された計画期間とする。

（交付対象事業）

第4 交付金は、復興交付金事業等を実施するための基金（以下「復興交付金基金」という。）を造成する事業（以下「基金造成事業」という。）を交付の対象とする。

(復興交付金事業等の内容)

第5 復興交付金事業等は、制度要綱第2の1に規定する基幹事業のうち次に掲げる事業及び制度要綱第2の2に規定する効果促進事業等とする。

- イ 農山漁村地域復興基盤総合整備事業
- ロ 農山漁村活性化プロジェクト支援(復興対策)事業
- ハ 震災対策・戦略作物生産基盤整備事業
- ニ 被災地域農業復興総合支援事業
- ホ 漁業集落防災機能強化事業
- ヘ 漁港施設機能強化事業
- ト 水産業共同利用施設復興整備事業
- チ 農林水産関係試験研究機関緊急整備事業
- リ 木質バイオマス施設等緊急整備事業

2 交付の対象経費及び交付率は、別表に掲げるとおりとする。

3 基幹事業の内容、基幹事業を実施する者(以下「事業実施主体」という。)及び基幹事業の実施要件は、事業ごとに別添1から別添9までに定めるものとする。

(交付額)

第6 農林水産大臣は、制度要綱第5により内閣総理大臣から移し替えられた交付金について、次項の交付金の交付額の範囲内で、基金造成事業に要する費用を特定地方公共団体に交付するものとする。

2 交付金の交付額は、制度要綱第4により特定地方公共団体に通知された復興交付金事業等ごとの交付可能額を限度とし、次に掲げる式により算出した額とする。

$$\text{交付額} = A + B$$

$$(1) A = \sum_{i=1}^m \left(A_i \times \alpha_i + \frac{A_i - A_i \times \alpha_i - a_i}{2} \right)$$

A : 基幹事業の交付額の総額

A_i : 基幹事業 i の交付対象事業費

α_i : 別表に定める基幹事業 i の基本国費率

a_i : 基幹事業 i の交付対象事業費のうち国及び特定地方公共団体以外の者(民間事業者等)が負担する額

m : 基幹事業の事業数

$$(2) B = \sum_{j=1}^n (B_j \times \beta)$$

B : 効果促進事業等の交付額の総額

- B j : 効果促進事業等 j の事業費
 β : 効果促進事業等の基本国費率 (0.8)
n : 効果促進事業等の事業数

(交付申請)

- 第7 交付金に係る適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び交付規則第2条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、特定地方公共団体は、交付金の交付を受けようとするときは、実施要件の確認等に必要の関係書類を添えて、制度要綱第4の規定による交付可能額の通知において指定された期日までに、正副2部を内閣総理大臣を經由して地方農政局長（北海道にあっては、農林水産大臣）に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する関係書類は、事業ごとに別添1から別添9までに定めるものとする。
 - 3 地方農政局長は、第1項の規定による提出を受けた場合、速やかに、農林水産大臣に交付決定を依頼するものとする。
 - 4 特定地方公共団体は、第1項に規定する書類を提出するに当たって、各事業実施主体について復興交付金事業等に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において復興交付金事業等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(交付決定の通知)

- 第8 農林水産大臣は、第7の規定により特定地方公共団体から書類の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、地方農政局長（北海道にあっては、内閣総理大臣を經由して特定地方公共団体）に通知し、地方農政局長は、これを内閣総理大臣を經由して特定地方公共団体に通知するものとする。

(交付の条件)

- 第9 復興交付金基金は、交付金の交付を受けて、新たに造成するものとする。また、交付金の追加交付を受けた場合は、同一の基金に積み増すものとする。
- 2 復興交付金基金は、他の交付担当大臣の交付に係るものと別に経理するものとする。
 - 3 復興交付金基金は、善良な管理者の注意をもって管理し、第2の目的に

反して、取り崩し、処分し、又は担保に供してはならない。

- 4 復興交付金基金は、元本割れを起こさない方法で運用し、かつ運用によって生じた運用益は、当該基金に繰り入れることとする。
- 5 特定地方公共団体は、基金造成事業を中止し、又は廃止する場合には、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

(交付申請の変更)

- 第10 特定地方公共団体は、交付規則第3条第1号イ又はロの規定に基づき農林水産大臣の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号の変更承認申請書正副2部に変更内容の確認等に必要な関係書類を添えて、内閣総理大臣を経由して地方農政局長（北海道にあっては、農林水産大臣）に提出しなければならない。
- 2 地方農政局長は、前項の規定による提出を受けた場合、速やかに、農林水産大臣に変更承認の依頼をするものとする。

(変更の承認)

- 第11 農林水産大臣は、第10の規定により特定地方公共団体から書類の提出があったときは、審査の上、変更すべきと認めるときは速やかに変更の交付決定を行い、地方農政局長（北海道にあっては、内閣総理大臣を経由して特定地方公共団体）に通知し、地方農政局長は、これを内閣総理大臣を経由して特定地方公共団体に通知するものとする。

(軽微な変更)

- 第12 交付規則第3条第1号の規定により農林水産大臣が定める軽微な変更は、交付可能額の増加、事業実施主体の変更及び復興交付金事業計画に位置付けられていない交付対象事業の新設以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

- 第13 特定地方公共団体は、基金造成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は基金造成事業の遂行が困難となった場合は、交付規則第3条第2号の規定に基づき、基金造成事業が予定の期間内に完了しない理由又は基金造成事業の遂行が困難となった理由及び基金造成事業の遂行状況を記載した書類正副2部を内閣総理大臣を経由して地方農政局長（北海道にあっては、農林水産大臣）に提出しなければならない。
- 2 地方農政局長は、前項の規定による提出を受けた場合、速やかに、農林水産大臣に指示内容の依頼をするものとする。

(交付申請の取下げ)

- 第14 特定地方公共団体は、適正化法第9条第1項及び交付規則第4条の規定により申請を取り下げようとする場合には、交付決定の通知の日から起

算して15日以内に取下げ理由を記載した書類正副2部を内閣総理大臣を経由して地方農政局長（北海道にあっては、農林水産大臣）に提出しなければならない。

- 2 地方農政局長は、前項の規定による提出を受けた場合、速やかに、農林水産大臣に申請の取下げの報告をするものとする。

（交付金の支払）

第15 特定地方公共団体は、第8の規定による交付決定の通知を受けた後、交付金の支払いを受けようとするときは、別記様式第3号による請求書正副2部を内閣総理大臣を経由して地方農政局長（北海道にあっては、農林水産大臣）に提出しなければならない。

- 2 地方農政局長は、前項の規定による提出を受けた場合、速やかに、農林水産大臣に提出するものとする。

（基金造成の実績報告）

第16 交付規則第6条第1項の規定による実績報告書の様式は、別記様式第4号のとおりとし、特定地方公共団体は、基金の造成が完了した日から起算して1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに正副2部を内閣総理大臣を経由して地方農政局長（北海道にあっては、農林水産大臣）に提出しなければならない。

- 2 地方農政局長は、前項の規定による提出を受けた場合、速やかに、農林水産大臣に提出するものとする。

（額の確定）

第17 農林水産大臣は、第16第1項の規定による書類の提出を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る基金造成事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付金の額を確定し、地方農政局長（北海道にあっては、内閣総理大臣を経由して特定地方公共団体）に通知することとし、地方農政局長は、これを内閣総理大臣を経由して特定地方公共団体に通知するものとする。

- 2 農林水産大臣は、特定地方公共団体に交付すべき交付金の額を確定した場合において、当該交付金の額が基金造成事業に要した経費を超えるときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の交付金の返還期限は、当該返還命令のなされた日から20日（特定地方公共団体が当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、農林水産大臣は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じた延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第18 農林水産大臣は、第9第5項の基金造成事業の中止又は廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第8の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。

イ 特定地方公共団体が、適正化法、適正化法施行令その他の法令、交付規則、制度要綱、基金管理運営要領又はこの要綱の規定に基づく農林水産大臣の処分又は指示に違反した場合

ロ 特定地方公共団体がこの要綱に基づき交付した交付金を基金造成事業以外の用途に使用した場合

ハ 特定地方公共団体が、基金造成事業に関して不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

ニ 交付の決定後生じた事情の変更等により、基金造成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 農林水産大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 農林水産大臣は、第1項イからハまでの取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、返還に係る金額に対して、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じた加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第17第3項の規定を準用するものとする。

(復興交付金事業等の状況報告)

第19 特定地方公共団体は、当該年度に実施した復興交付金事業等について、別記様式第5号による状況報告書を作成し、毎年度終了後6月20日までに正副2部を内閣総理大臣を経由して地方農政局長（北海道にあっては、農林水産大臣）に提出するとともに、その内容を公表しなければならない。

2 地方農政局長は、前項の規定による提出を受けた場合、速やかに、農林水産大臣に提出するものとする。

3 農林水産大臣は、第1項の規定に基づき書類の提出を受けた復興交付金事業等の実施状況が低い水準に止まっている場合には、特定地方公共団体に対し、その理由を明らかにすることを求めるとともに改善の指導を行うものとする。

(復興交付金事業等の完了報告)

第20 特定地方公共団体は、復興交付金事業等が全て完了した場合（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）又は平成27年度末を経過した場合は、その日から起算して70日を経過する日までの間に別記様式第6号による事

業完了報告書正副2部を内閣総理大臣を経由して地方農政局長（北海道にあっては、農林水産大臣）に提出しなければならない。

- 2 地方農政局長は、前項の規定による提出を受けた場合、速やかに、農林水産大臣に報告するものとする。
- 3 第7第4項ただし書により交付の申請をした特定地方公共団体は、第1項の書類を提出するに当たって、復興交付金事業等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第7第4項ただし書により交付の申請をした特定地方公共団体は、第1項の書類を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により復興交付金事業等に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号により速やかに内閣総理大臣を経由して地方農政局長（北海道にあっては、農林水産大臣）に報告しなければならない。
- 5 前項の規定による書類の提出後、農林水産大臣から返還命令を受けた特定地方公共団体は、その金額を返還しなければならない。

（監督等）

第21 事業実施主体が特定都道府県である場合にあっては国は当該特定都道府県に対し、特定市町村が事業実施主体である場合にあっては国及び特定都道府県は当該特定市町村に対し、特定都道府県又は特定市町村が補助する者が事業実施主体である場合にあっては特定都道府県又は特定市町村は当該事業実施主体に対し、それぞれ、その実施する復興交付金事業等に関し、適正化法その他の法令の施行のために必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する復興交付金事業等の施行の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

（財産の管理等）

第22 特定地方公共団体は、復興交付金事業等（復興交付金事業等を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、交付対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従い、効率的な運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第23 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の規定により、農林水産大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の

増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

(関係書類の保管)

第24 交付規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

2 取得財産等が交付規則に定める処分制限期間を経過していない場合においては、前項に規定する書類に加え、別記様式第8号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(復興交付金事業等の実施)

第25 特定地方公共団体は、復興交付金事業等の実施に係る補助を行う場合には、交付申請その他の手続きに係る補助要綱等を定めるものとする。この場合、交付の条件として、適正化法、適正化法施行令その他の法令、交付規則、制度要綱、基金管理運営要領又はこの要綱に定める事項を付さなければならない。

別表（第5関係）

事業区分	経費	基本国費率
農山漁村地域復興基盤総合整備事業	補助事業者が別添1-1から別添1-19の規定に基づいて行う事業に要する経費	別添1-1から別添1-19に規定する基本国費率
農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業	<p>(1) 事業費</p> <p>① 別添2農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業の別表（以下「別添2の別表」という。）の(1)の生産基盤及び施設の整備に関する事業の実施に要する経費</p> <p>② 別添2の別表の(2)の生活環境施設の整備に関する事業の実施に要する経費</p> <p>③ 別添2の別表の(3)の地域間交流拠点の整備に関する事業の実施に要する経費</p> <p>④ 別添2の別表の(4)のその他省令で定める事業に関する事業（遊休農地解消支援を除く）の実施に要する経費</p> <p>(2) 附帯事務費</p> <p>① 都道府県附帯事務費 (1)の事業に係る事務であって、事業の実施及び指導監督等を行うものに要する経費</p> <p>② 市町村等附帯事務費 (1)の事業に係る事務であって、事業の実施及び指導監督等を行うものに要する経費</p>	<p>別添2の別表の(1)に掲げる事業の基本国費率</p> <p>別添2の別表の(2)に掲げる事業の基本国費率</p> <p>別添2の別表の(3)に掲げる事業の基本国費率</p> <p>別添2の別表の(4)に掲げる事業の基本国費率</p> <p>1/2以内</p> <p>1/2以内</p>
震災対策・戦略作物生産基盤整備事業	<p>補助事業者が別添3第2の規定に基づいて行う事業に要する以下の経費</p> <p>(1) 工事費</p> <p>(2) 測量設計費</p> <p>(3) 用地費及補償費</p> <p>(4) 船舶及機械器具費</p>	<p>当該補助事業費の1/2以内。ただし、以下に掲げる地域等において行うものにあつては、当該補助事業費の55%以内。</p> <p>離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域又は急傾斜畑地帯（受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）</p>
被災地域農業復興総合支援事業	<p>1 事業費 制度要綱に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>2 附帯事務費 (1) 都道府県が1の経費に係る事業の実施に関し、事業の推進に必要な事務並びに指導管理等に要する経費 (2) 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、事業の推進に必要な事務等に要する経費</p>	1/2以内

漁業集落防災機能強化事業	市町村が行う漁業集落防災機能強化事業に要する経費	1 市町村が行う漁業集落防災機能強化事業に要する経費に対し、道県が補助する事業にあつては、1/2以内。ただし、地域資源利活用基盤施設整備のうち堆肥化施設（終末処理場から発生する汚泥と水産副産物を一体化に処理する施設を言う）の整備にあつては1/3以内 2 道県が行う市町村事業推進費にあつては、5/10以内
漁港施設機能強化事業	市町村が行う漁港施設機能強化事業に要する経費	別添6第3のとおり
水産業共同利用施設復興整備事業	1 事業費 制度要綱に基づいて行う事業に要する経費 2 附帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、事業の推進に必要な事務等に要する経費	1/2以内
農林水産関係試験研究機関緊急整備事業	1 施設整備費 (1) 設計・管理費 (2) 本工事費 (3) 建物検査費 (4) 附帯工事費 2 設備整備費 (1) 試験研究用機械器具費 (2) 観測用機械器具費 (3) 調査用船舶費	1/2以内
木質バイオマス施設等緊急整備事業のうち木質バイオマス関連施設整備事業	1 施設整備費 市町村又は県が木質バイオマス関連施設整備事業を行うのに要する経費 2 附帯事務費 市町村又は県が木質バイオマス関連施設整備事業の指導監督等を行うのに要する経費	事業費の1/2以内 附帯事務費の1/2以内
木質バイオマス施設等緊急整備事業のうち木造公共建築物整備事業	1 施設整備費 市町村又は県が木造公共建築物整備事業を行うのに要する経費 2 附帯事務費 市町村又は県が木造公共建築物整備事業の指導監督等を行うのに要する経費	事業費の1/2以内 附帯事務費の1/2以内
木質バイオマス施設等緊急整備事業のうち再生可能エネルギー導入調査設計・施設整備事業	1 小水力、太陽光等発電施設及びこれと併せて行う需要施設等の導入に係る案件形成及び調査設計に要する経費 2 小水力、太陽光等発電施設及びこれと併せて行う需要施設等の整備に要する経費	1 定額 2 事業費の1/2以内

別記様式第1号（第7関係）

平成 年度 東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付申請書

番 号
年 月 日

（地方農政局長経由）

農林水産大臣 殿

特定地方公共団体の長の氏名 印

下記のとおり事業を実施したいので、東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）第7の規定に基づき、交付を申請する。

記

- 1 交付金申請額 金 円
- 2 事業費及び経費内訳（様式Ⅰ）
- 3 地区別一覧表（各年度）（様式Ⅰの2）
- 4 個表（様式Ⅰの3）
- 5 地区別一覧表（当該年度）（様式Ⅰの4）
- 6 基金造成計画書（様式Ⅱ）
- 7 歳入歳出予算（見込）書抄本（様式Ⅲ）
- 8 特定地方公共団体の基金条例（又は基金条例（案））

9 添付書類

※ 事業ごとに別添1～別添9までに定めるとおりとする。

様式 I

事業費及び経費内訳

(単位：円)

区 分	事 業 費 (A) + (B) + (C) + (D)	経 費 内 訳				備 考
		交付金 (A)	都道府県 負担 (B)	市町村 負担 (C)	その他 (D)	
合 計						

※ 変更の場合は、変更前を上段 () 書き、変更後を下段に記載すること。

様式 I の 2 (工程表)

〇〇市復興交付金事業計画 復興交付金事業等工程表 (平成23年度～平成24年度)

平成〇年〇月現在

※本様式は I の 2 ①・②に記載した事業ごとに記載してください。

項 目	事業番号		事業名		事業実施主体		備 考
	No.	事業番号	事業名	事業名	事業実施主体	事業実施主体	
	平成23年度 第4四半期	平成24年度 第1四半期	平成24年度 第2四半期	平成24年度 第3四半期	平成24年度 第4四半期		
法定手続き・許認可等	↑ 都市計画決定						
地域等の合意形成	↑						
調査・測量・設計	↑ 測量	↑ 設計					
用地買収		↑					
工事			↑ 〇〇〇工事	↑ △△△工事	↑		
その他 (議会等)							

(注)上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注)同一項目で複数の記載事項がある場合は、それぞれで記載してください。

(注)平成24年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

様式 3①

〇〇市復興交付金事業計画 復興交付金事業等（〇〇市（町村）交付分）個票

平成〇年〇月時点

※本様式は 2①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.		事業名		
事業番号			事業実施主体	
交付期間			総交付対象事業費	(千円)
事業概要				
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください				
東日本大震災の被害との関係				
関連する災害復旧事業の概要				
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。				
関連する基幹事業				
事業番号				
事業名				
直接交付先				
基幹事業との関連性				

様式 3②

〇〇市復興交付金事業計画 復興交付金事業等（〇〇県（都道）交付分）個票

平成〇年〇月時点

※本様式は 2②に記載した事業ごとに記載してください。

NO.		事業名	
事業番号		事業実施主体	
交付期間		総交付対象事業費	(千円)
事業概要			
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください			
東日本大震災の被害との関係			
関連する災害復旧事業の概要			

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
直接交付先	
基幹事業との関連性	

様式Ⅱ

基金造成事業計画書

基金の保有区分	保管予定額	備 考
	(円)	
合計額		

注1 基金の保有区分は、金融機関への預託等保有形態別に記載すること。

注2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、予定年利利率等を記載すること。

様式Ⅲ

特定地方公共団体の歳入歳出予算(見込)書抄本

(特定地方公共団体の名称：)

(単位：円)

歳 入		歳 出		
事 項	金額	事 項	金額	備考
(款) ○○支出金		(款) ○○支出金		
(項)		(項)		
(目)		(目)		
(節)		(節)		
合 計		合 計		

別記様式第2号（第10関係）

平成 年度 東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）変更承認申請書

番 号
年 月 日

（地方農政局長経由）

農林水産大臣 殿

（特定都道府県の長の氏名 印）
特定市町村の長の氏名 印

平成 年 月 日付け第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により申請の内容を変更したいので東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）第10の規定に基づき申請する。

記

- 1 変更理由
- 2 事業費及び経費の内訳（様式Ⅰ）
- 3 地区別一覧表（各年度）（様式Ⅰの2）
- 4 個表（様式Ⅰの3）
- 5 地区別一覧表（当該年度）（様式Ⅰの4）
- 6 基金造成計画書（様式Ⅱ）
- 7 歳入歳出予算（見込）書抄本（様式Ⅲ）
- 8 添付書類

（注）記の2から7までの書類については、別記様式第1号に準じ、変更前後がわかるように記載すること。

なお、変更がない書類は省略すること。

別記様式第3号（第15関係）

平成 年度 東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）支払請求書

番 号
年 月 日

（地方農政局長経由）

農林水産大臣 殿
官署支出官 農林水産省大臣官房経理課長 殿

（特定都道府県の長の氏名 印）
特定市町村の長の氏名 印

平成 年 月 日付け第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）第15の規定により、下記のとおり請求する。

記

1 支払請求額 金 円

2 請求金額の内訳

（単位：円）

経費区分	交付決定額①	既受領済額②	差引請求額①－②
復興交付金			
合 計			

3 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

別記様式第4号（第16関係）

番 号
平成 年 月 日

（地方農政局長経由）
農林水産大臣 殿

特定地方公共団体の名称及びその長の氏名 印

平成〇〇年度 東日本大震災復興交付金（復興交付金基金） 基金造成実績報告書

平成 年 月 日付け〇〇〇発第〇〇号をもって交付決定通知のあった基金造成事業について、東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）第16の規定により、下記のとおり報告する。

記

1 基金造成事業実施状況調書（様式IV）

様式Ⅳ

基金造成事業実施状況調書

1 基金保管実績

(単位：円)

基金の 保有区分	造成 年月日	年利率	年度当初 保管額 (A)	運用益 繰入額 (B)	年度内 支出額 (C)	年度末 保管額 (A+B-C)	備考
合計額							

(注) 初年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とする。

2 基金運用実績

(単位：円)

基金の 保有区分	運用益						合計額
	前年度まで		当該年度		翌年度以降(見込)		
合計額							

別記様式第5号（第19関係）

番号
平成 年 月 日

（地方農政局長経由）
農林水産大臣 殿

特定地方公共団体の名称及びその長の氏名 印

平成〇〇年度 東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）に係る
基金事業実施状況報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付決定の通知を受けた事業について、東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）第19の規定により下記のとおり報告する。

記

- 1 事業遂行状況（様式V）
- 2 基金造成事業実施状況調書（様式IV）
- 3 事業着手 平成 年 月 日
- 4 事業完了予定 平成 年 月 日

様式 V

事業遂行状況

平成 年 月 日現在

区分	計 画		遂行状況		進捗率 (B) / (A) %	備 考
	事業費 (A) 円	交付額 円	事業費 (B) 円	交付額 円		
合 計						

別記様式第6号（第20第1項関係）

番号
平成 年 月 日

（地方農政局長経由）
農林水産大臣 殿

特定地方公共団体の名称及びその長の氏名 印

平成〇〇年度 東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）事業完了報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付決定の通知を受けた事業について、東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）第20第1項の規定により下記のとおり報告する。

記

- 1 事業費及び経費内訳等（様式Ⅰ）
予算額を上段（ ）書き、精算額を下段に記載すること。
- 2 基金造成事業実施状況調書（様式Ⅳ）
- 3 地区別検査調書等（様式Ⅵ）
- 4 事業完了予定 平成 年 月 日
- 5 添付書類については、各事業費の根拠となる支払い経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は交付金調書の写しのいずれかを添付すること

別記様式第7号（第20第4項関係）

平成 年度 東日本大震災復興交付金（農林水産省）の
仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

（地方農政局長経由）

農林水産大臣 殿

（特定都道府県の長の氏名 印）
特定市町村の長の氏名 印

平成 年 月 日付け第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）第20第4項の規定により、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 適正化法第15条の補助金（又は交付金）の額の確定額
（平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 | 交付金の確定時に減額した仕入れに係る
消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る
消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 交付金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）その他参考となる資料を添付すること。

（3の金額の積算の内訳等）

